第106回 定時株主総会
招集ご通知

日時
2026年６月24日（水曜日）
午前10時30分
（受付開始 午前9時30分）

場所
東京都千代田区九段北四丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）
６階「霧島」の間

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

目次

第106回定時株主総会招集ご通知 …… 1
第106期事業報告 …… 5
計算書類 …… 15
監査報告書 …… 17
株主総会参考書類 …… 20

証券コード：4531

有機合成薬品工業株式会社
YUKI GOSEI KOGYO CO., LTD.

証券コード　4531
2026年６月４日
（電子提供措置の開始日2026年６月２日）

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町三丁目10番４号
有機合成薬品工業株式会社
代表取締役社長執行役員　松本清一郎

第106回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトの「株主総会招集通知等」欄に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.yuki-gosei.co.jp/ir/annual_r/

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）の下記ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスされる際は、「銘柄名（会社名）」に「有機合成薬品工業」又は「コード」に「4531」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択のうえ「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、３頁の記載に従って議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時	2026年６月24日（水曜日）午前10時30分（受付開始　午前９時30分） 開会間際は会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申しあげます。
2. 場　所	東京都千代田区九段北四丁目２番25号 アルカディア市ヶ谷（私学会館）　６階「霧島」の間 ※後掲のご案内図をご参照ください。
3. 株主総会の目的事項	**報告事項** 第106期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 **決議事項** 第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

お知らせ

- 代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、**代理人の資格は、定款の定めにより本株主総会において議決権を有する他の株主１名に限らせていただきます。**
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - ・事業報告の「会社の体制及び方針」及び「会社の支配に関する基本方針」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：https://www.yuki-gosei.co.jp/　有機合成薬品工業　検索

以　上

議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参照のうえ、インターネット又は書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年６月23日（火）午後５時35分まで受付

詳細は次頁をご覧ください

郵送（書面）による議決権行使

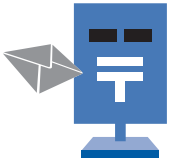

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年６月23日（火）午後５時35分到着分まで

当日ご出席の株主さま

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

開催日時

2026年６月24日（水）午前10時30分（受付開始 午前９時30分）

中間報告書に関するお知らせ

毎年発行している中間報告書につきまして、環境負荷低減などの観点から、発行を取りやめさせていただきます。今後は当社ウェブサイトを通じて、情報を発信させていただきます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

行使期限 **2026年6月23日(火) 午後5時35分まで**

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。

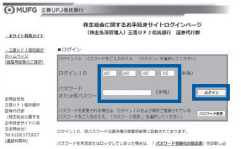

- 「ログインID・仮パスワード」を入力
- 「ログイン」をクリック

3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのログインID及び仮パスワードは、同封の議決権行使書用紙の右下に記載されています。

システム等に関するお問合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎ **0120-173-027**

通話料無料　受付時間 午前9時から午後9時まで

複数回行使された場合の議決権の取扱い

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットにより複数回議決権を行使された場合

最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

1 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

（a）事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の堅調さを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、継続的な物価上昇が実質所得を押し下げ、個人消費の伸び悩みがみられたほか、米国の通商政策の影響や為替相場の変動が景気動向に大きな影響を与えています。さらに、本年2月末以降の中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰や供給網の混乱が、国民生活及び経済活動全体の下押し要因となっており、先行きは依然として予断を許さない状況にあります。

化学工業におきましては、半導体関連材料等の需要が堅調に推移した一方、中国経済の停滞を背景とした汎用品の需給緩和が継続いたしました。加えて、原材料・エネルギー価格の高止まりや物流費・労務費等のコスト増が引き続き収益を圧迫いたしました。特に、地政学リスクの顕在化による原燃材料の調達遅延や入手量の不足が現実的な脅威となっており、市場環境をより一層注視する必要があると認識しております。

こうした状況下、当社は外部環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、サプライチェーンの強靭化と高付加価値分野へのシフトなどを推進いたしました。今後も、経営目標の達成に向けて、重要課題の解決と持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

当事業年度の業績状況としましては、各製品の旺盛な需要に対応した結果、売上高は７期連続で過去最高となる前期比2.1％増の15,448百万円となりました。段階利益につきましては、2025年6月に竣工したアミノ酸関係設備の償却負担初年度となったことに加えて、化成品関係において一部電子材料向け製品の市場価格とシェアが急速に低下したことにより第４四半期の収益性が大きく悪化したことから、営業利益は前期比68.4%減の383百万円、経常利益は前期比73.4%減の303百万円、当期純利益は前期比65.1%減の313百万円となりました。

なお、当事業年度に取得したアミノ酸関係設備については、国庫補助金1,854百万円を受領し、圧縮記帳を実施いたしました。

製品区分ごとの販売の状況は次のとおりであります。

（金額単位：百万円、構成比：%）

区　分	2025年３月期通期				2026年３月期通期			
	国　内	輸　出	合　計	構成比	国　内	輸　出	合　計	構成比
アミノ酸関係	1,435	3,733	5,169	34.2	1,312	3,844	5,156	33.4
化成品関係	2,693	2,403	5,096	33.7	2,649	2,979	5,629	36.5
医薬品関係	3,463	1,399	4,862	32.1	3,467	1,194	4,661	30.1
合　計	7,591	7,536	15,128	100.0	7,429	8,018	15,448	100.0
構成比	50.2	49.8	100.0		48.1	51.9	100.0	

（注）　金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【アミノ酸関係】
　　食品添加物用途の販売が減少したことから、売上高は前年同期に比べ横ばいの5,156百万円となりました。
【化 成 品 関 係】
　　高分子材料やタイヤコード接着剤用原料の販売が好調であったことから、売上高は5,629百万円と、前年同期に比べ532百万円(10.5%)の増収となりました。
【医 薬 品 関 係】
　　一部の原薬の販売が減少したことから、売上高は4,661百万円と、前年同期に比べ200百万円（4.1%）の減収となりました。

（b）設備投資の状況

当事業年度中の設備投資総額は1,167百万円であり、その主なものは次のとおりであります。
　常磐工場　アミノ酸製造設備の取得及び更新

（c）資金調達の状況

当事業年度の所要資金(運転資金及び設備資金)は、自己資金を充当するとともに取引先金融機関から借入金を調達いたしました。

（2）対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、中東情勢の緊迫化に伴う原燃料の価格高騰や調達環境の悪化、金利・為替相場の動向等、当社を取り巻く事業環境は依然として不透明な状況が続き予断を許さないとみております。

このような情勢下、当社の2027年3月期の業績見通しにつきましては、上述のような様々な懸念要因はあるものの、旺盛な需要を背景に、売上高は好調を維持するものと予想しております。しかしながら、利益面につきましては、一部電子材料向け製品の収益性が改善途上であることに加えて、中東情勢が当社事業に与える影響を現時点で合理的に算定することが困難であるため、各段階利益ともに未定とさせていただきますが、今後の動向を見極めながら、適正かつ合理的な算定が可能になった段階で、速やかに公表いたします。

当社は引き続き、徹底した原価低減、販売費及び一般管理費の削減のみならず、昨年度より着手しているサプライチェーンの強化を含めた抜本的な収益構造改革を確実に推進し、より一層の収益力向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別		第102期 (2021年度)	第103期 (2022年度)	第104期 (2023年度)	第105期 (2024年度)	第106期 (2025年度)
売上高	(百万円)	12,361	12,839	12,932	15,128	15,448
営業利益	(百万円)	413	897	1,125	1,216	383
経常利益	(百万円)	397	660	1,130	1,139	303
当期純利益	(百万円)	248	556	776	896	313
1株当たり当期純利益	(円)	11.37	25.51	35.57	41.40	14.51
純資産額	(百万円)	11,004	11,478	12,430	13,106	13,487
1株当たり純資産額	(円)	504.23	525.98	569.60	608.38	624.05
総資産額	(百万円)	21,172	22,118	24,370	26,871	25,730

売上高

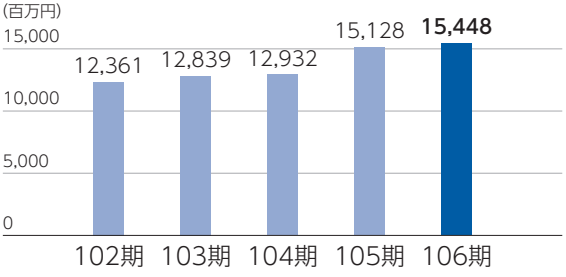

営業利益／経常利益

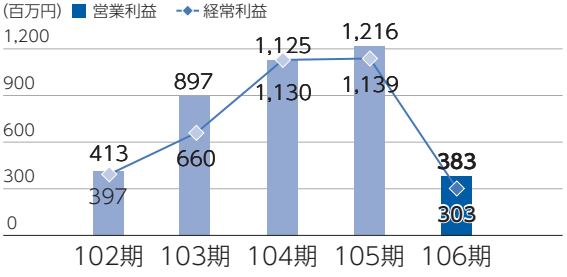

当期純利益／1株当たり当期純利益

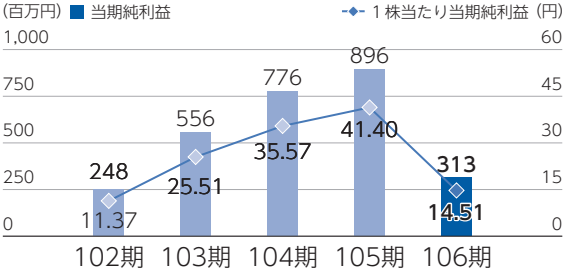

純資産額／総資産額／1株当たり純資産額

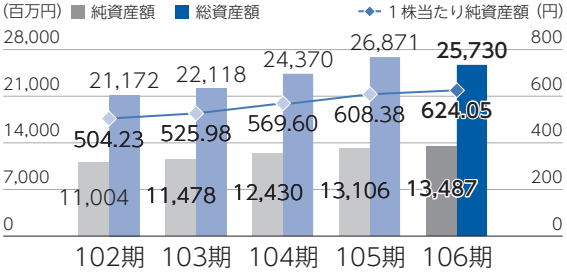

(4) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(5) 主な事業内容
当社はファインケミカル事業として、有機合成製品、一般化学製品、医薬品、食品添加物、工業薬品等を製造、販売いたしております。

(6) 事業所

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都中央区
第二営業部	大阪市中央区
東京研究所	東京都板橋区
常磐工場	福島県いわき市

(7) 従業員の状況

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
296名	0名	44.2歳	17.3年

(注) 従業員数には、子会社の嘱託社員を含んでおりません。なお、その状況は次のとおりであります。

当事業年度末従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33名	△4名	54.7歳	7.6年

(8) 主な借入先

借　　入　　先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	2,594
株式会社常陽銀行	1,763

(9) その他現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 60,000,000株

(2) 発行済株式の総数 21,613,646株
(自己株式360,354株を除く)

(3) 1単元の株式の数 100株

(4) 株主数 11,194名

(5) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ニプロ株式会社	3,296	15.25
長瀬産業株式会社	1,098	5.08
保土谷化学工業株式会社	1,098	5.08
大鵬薬品工業株式会社	671	3.11
住友商事ケミカル株式会社	535	2.48
ゼリア新薬工業株式会社	483	2.23
あすか製薬株式会社	366	1.69
サンヨーファイン株式会社	306	1.42
喜美運送株式会社	304	1.41
株式会社山口薬品商会	303	1.40

(注) 持株比率は自己株式(360,354株)を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務の対価として役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	25,944株	3名
監査等委員である取締役	―	―

(7) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2026年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	松本 清一郎	営業部門統括
取締役 常務執行役員	草野 正浩	研究開発部門 兼 生産部門統括
取締役 上席執行役員	石川 大洋	経営管理部門統括
取締役 （常勤監査等委員）	須藤 尚武	
取締役 （監査等委員）	山田 啓介	公認会計士･税理士山田啓介事務所主宰 ビリングシステム㈱社外監査役 ㈲山田殖産取締役
取締役 （監査等委員）	大堀 徳人	弁護士 桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー

（注）１．取締役山田 啓介氏及び大堀 徳人氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。
２．取締役山田 啓介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、須藤 尚武氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．取締役山田 啓介氏及び大堀 徳人氏は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として独立役員届出書を提出しております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

(a) 就任

2025年6月20日開催の第105回定時株主総会において、石川大洋氏は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され、就任いたしました。

(b) 退任

2025年６月20日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって、小松原達也氏は任期満了により退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は監査等委員である各取締役（須藤 尚武氏、山田 啓介氏、大堀 徳人氏）との間で、会社法第423条第１項に定める当社に対する損害賠償責任について、会社法第425条第１項に定める金額の合計額を限度とする、責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役全員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険料は全額会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者が行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなった損害賠償金及び争訟費用等について填補することとしています。ただし、法令違反等に当たることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬諮問委員会による審議及び答申を経て、取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」）を定めており、その概要は以下のとおりです。

・当社の取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬のほか、譲渡制限付株式報酬により構成される。なお、監督機能を担う監査等委員である取締役については、その独立した立場に鑑み、基本報酬のみとする。

・基本報酬は、役位や勤続年数を勘案し、従業員に対する処遇との整合性を考慮した適切な水準を定めることとしている。
・業績連動報酬に係る指標は、本業部分の利益を表す営業利益が適切であると位置付け、その営業利益の水準を元にそれぞれの役位に応じた変動率を乗じることを基本として算出する。
・譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブ及び株主との一層の価値共有を目的として設計するものとし、譲渡制限付株式への払込みを条件として所定の金銭報酬債権を支給する。
・基本報酬と業績連動報酬の額の割合は、業績によって業績連動報酬額が変動するため定めない。譲渡制限付株式報酬は、基本報酬と業績連動報酬の合計額に一定割合を乗じた金額を基準とする。また、これらの報酬は在任中に定期的に支給する。
・当社は取締役会の下に任意の諮問機関として、委員長及び過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置している。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針並びに報酬等の内容については、かかる指名・報酬諮問委員会において議論を行い、その検討案を取締役会に答申し、決定している。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年６月24日開催の第96回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名です。また、2025年6月20日開催の第105回定時株主総会において、上記報酬限度額の内枠として、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は３名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年６月24日開催の第96回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社におきましては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的検討を行っているため、同委員会が作成した原案については、取締役会も基本的に尊重しており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）	72	39	28	4	4
監査等委員（社外取締役を除く）	12	12	－	－	1
監査等委員（うち社外取締役）	14	14	－	－	2

（注）なお、「監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）」の「対象となる役員の員数」には、当事業年度中に退任した取締役の員数（1名）が含まれております。また、業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標（営業利益）の当該事業年度を含む推移は、１．（３）財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

（6）社外役員に関する事項

（a）重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）山田 啓介氏は、公認会計士・税理士山田啓介事務所主宰、ビリングシステム㈱社外監査役、㈲山田殖産取締役を兼任しておりますが、当社と当該兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外取締役（監査等委員）大堀 徳人氏は、桃尾･松尾･難波法律事務所パートナーを務めておりますが、当社と当該兼職先との間には重要な取引関係はありません。

（b）特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

（c）当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員）山田 啓介氏は、当事業年度開催の取締役会18回のうち18回（100%）、監査等委員会20回のうち20回（100%）に出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

社外取締役（監査等委員）大堀 徳人氏は、当事業年度開催の取締役会18回のうち18回（100%）、監査等委員会20回のうち20回（100%）に出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っています。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

保森監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(a) 当事業年度に係る報酬等の額 24百万円

(b) 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24百万円

（注）1．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項・第３項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額とを区別しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、同条第５項に基づき、監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の決議に基づき、解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

貸借対照表 (2026年３月31日 現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**13,044**
現金及び預金	885
電子記録債権	204
売掛金	3,129
製品	5,935
仕掛品	210
原材料	1,985
貯蔵品	11
前払費用	74
その他	606
貸倒引当金	△0
固定資産	**12,686**
有形固定資産	**10,149**
建物	2,707
構築物	1,009
機械及び装置	2,950
車両運搬具	5
工具、器具及び備品	213
土地	3,110
リース資産	122
建設仮勘定	29
無形固定資産	**89**
借地権	21
リース資産	52
ソフトウエア	11
その他	3
投資その他の資産	**2,447**
投資有価証券	2,349
関係会社株式	89
従業員に対する長期貸付金	6
その他	2
資産合計	**25,730**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**8,000**
支払手形	76
電子記録債務	468
買掛金	2,274
短期借入金	1,740
１年内返済予定の長期借入金	2,394
未払法人税等	8
リース債務	83
未払金	270
未払費用	60
預り金	13
賞与引当金	158
設備関係支払手形	31
設備関係電子記録債務	94
設備関係未払金	180
その他	146
固定負債	**4,242**
繰延税金負債	46
長期借入金	2,393
リース債務	104
再評価に係る繰延税金負債	618
退職給付引当金	1,065
資産除去債務	13
その他	1
負債合計	**12,243**
(純資産の部)	
株主資本	**12,184**
資本金	**3,471**
資本剰余金	**3,250**
資本準備金	3,250
利益剰余金	**5,566**
利益準備金	322
その他利益剰余金	5,244
圧縮記帳積立金	44
別途積立金	1,822
繰越利益剰余金	3,378
自己株式	**△103**
評価・換算差額等	**1,303**
その他有価証券評価差額金	1,152
土地再評価差額金	150
純資産合計	**13,487**
負債純資産合計	**25,730**

損益計算書 (2025年４月１日から2026年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**15,448**
売上原価		**12,827**
売上総利益		**2,620**
販売費及び一般管理費		**2,236**
営業利益		**383**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	56	
受取手数料	8	
雑収入	17	
営業外収益合計		82
営業外費用		
支払利息	143	
支払手数料	15	
雑損失	3	
営業外費用合計		162
経常利益		**303**
特別利益		
投資有価証券売却益	60	
国庫補助金収入	1,854	
特別利益合計		1,915
特別損失		
固定資産除却損	47	
固定資産圧縮損	1,809	
特別損失合計		1,856
税引前当期純利益		**361**
法人税、住民税及び事業税	84	
法人税等調整額	△36	
法人税等合計		48
当期純利益		**313**

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年５月18日

有機合成薬品工業株式会社
　取 締 役 会　御中

保森監査法人
　東京都千代田区

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　山　﨑　貴　史

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　小　松　華　恵

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、有機合成薬品工業株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針等に従い、会社の内部監査部門である監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第３号イ）については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月19日

有機合成薬品工業株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　須　藤　尚　武　㊞

監 査 等 委 員　山　田　啓　介　㊞

監 査 等 委 員　大　堀　徳　人　㊞

(注) 監査等委員 山田啓介及び大堀徳人は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、経営基盤の強化に向けて内部留保の確保に努めつつ、事業環境や経営成績を勘案し、安定的に株主の皆様への利益還元を行うことを配当の基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき慎重に検討いたしました結果、当事業年度の業績や今後の経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は216,136,460円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年６月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いするものであります。

当社は、指名・報酬の決定の独立性と客観性を確保し、その決定を通じた取締役会の監督機能を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として、委員長及び過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置し、本議案はその「指名・報酬諮問委員会」から答申されたものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ、相当であると判断されました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当		取締役在任年数	取締役会出席状況
1	松本 清一郎	重任	代表取締役 社長執行役員	営業部門統括	９年	100% (18回/18回)
2	草野 正浩	重任	取締役 常務執行役員	研究開発部門 兼 生産部門統括	５年	100% (18回/18回)
3	石川 大洋	重任	取締役 上席執行役員	経営管理部門統括	１年	100% (18回/18回)

（注）候補者石川大洋の取締役会出席状況につきましては、執行役員として出席した回数を含めております。

候補者番号 1

まつ もと せい いち ろう
松本 清一郎

1966 年 1 月 24 日 生

重 任

取締役在任年数

9年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

100%（18回／18回）

所有する当社株式数

44,478株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年 8 月 当社入社
2011年10月 医薬品本部長
2012年 1 月 化成品本部長 兼 医薬品本部長
2013年11月 医薬品本部長
2015年 6 月 執行役員 医薬品本部長
2017年 6 月 取締役執行役員 研究開発部門統括 兼 医薬品本部長
2019年 4 月 取締役執行役員 研究開発部門統括 兼 第三営業部長
2019年 6 月 代表取締役社長執行役員 営業部門統括（現任）

■ 候補者とした理由

入社以来、研究開発部門及び営業部門での業務経験が豊富で、特に医薬品関係の開発営業に長く従事し、多くの経験、知識及び実績があり、医薬品業界に広く人脈を持っています。2017年からは取締役として、また、2019年からは代表取締役として当社の経営に携わるなど、今後の持続的発展と企業価値向上に寄与できる人材であり、引き続き経営に関わる重要事項の意思決定及び業務執行の監督機能について、一層の強化・貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

くさ　の　　まさ　ひろ
草野　正浩

1966年8月29日生

重任

取締役在任年数
5年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（18回／18回）

所有する当社株式数
23,978株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年4月 当社入社
2012年8月 常磐工場 生産管理室長
2015年10月 常磐工場 第一製造部長
2019年4月 常磐工場長 兼 第一製造部長
2020年6月 執行役員 常磐工場長 兼 第一製造部長
2020年10月 執行役員 常磐工場長
2021年6月 取締役執行役員 研究開発部門 兼 生産部門統括
2023年6月 取締役常務執行役員 研究開発部門 兼 生産部門統括（現任）

■ 候補者とした理由

入社以来、研究開発部門及び生産部門での業務経験が豊富で、特に研究開発、生産技術、生産管理に係る要職を務めてきた経験から、製造・技術に関する多くの知識及び実績があるため、経営に関わる重要事項の意思決定機能及び業務執行の監督機能について、一層の強化・貢献が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

いしかわ　ひろみ
石川　大洋

1970年6月26日生

重任

取締役在任年数
1年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（18回／18回）

所有する当社株式数
11,188株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1995年4月 当社入社
2011年6月 総務人事部部長
2014年5月 経営管理室長
2016年6月 経営企画室長
2018年5月 常磐工場 管理部長
2020年8月 総務人事部長
2021年6月 執行役員 総務人事部長
2025年6月 取締役上席執行役員 経営管理部門統括（現任）

■ 候補者とした理由

入社以来、研究開発部門及び経営管理部門での業務経験が豊富で、特に2009年以降は本社並びに常磐工場の管理部門の要職を務めてきた経験があり、2021年からは執行役員として当社の経営に携わってまいりました。これらの経験と実績から、経営に関わる重要事項の意思決定及び業務執行の監督機能について、一層の強化・貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

注）1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．当社は取締役全員を被保険者とし、被保険者が行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなった損害賠償金及び争訟費用等について填補するため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、当該保険料は全額会社が負担しております。本議案でお諮りする取締役が原案どおり承認されましたら、重任予定の候補者につきましては、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2026年7月に更新される予定です。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当		取締役在任期間	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	須藤 尚武	重任	取締役	監査等委員	6年	100% (18回/18回)	100% (20回/20回)
2	大堀 徳人	重任	社外取締役	監査等委員	6年	100% (18回/18回)	100% (20回/20回)
3	板倉 江利子	新任	―	―	―	―	―

候補者番号 1

須藤（すとう） 尚武（なおたけ）

1959年1月24日生

重任

取締役在任年数
6年（本株主総会終結時）

監査等委員在任年数
6年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（18回／18回）

監査等委員会への出席状況
100%（20回／20回）

所有する当社株式数
7,700株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社
1999年1月 東京研究所 研究室長
2001年4月 関東電化工業株式会社入社
2011年6月 同社福岡営業所 所長
2013年7月 同社水島開発研究所 所長
2015年6月 同社開発営業部長
2017年6月 同社関連会社 常勤監査役
2019年7月 当社入社 顧問
2020年6月 取締役（常勤監査等委員）（現任）

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社在職の際には研究部門、開発営業部門での業務経験が豊富であり、また、前職では監査役として経営全般の監査・監督の経験を有していて、その幅広い経験を活かし、多角的知見から当社経営に対して有用な意見や指摘をいただくことで、経営体制をさらに強化できるものと期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

おお ほり　　のり と
大堀　　徳人

1978年10月25日生

重 任

取締役在任年数
6年（本株主総会終結時）

監査等委員在任年数
6年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
100%（18回／18回）

監査等委員会への出席状況
100%（20回／20回）

所有する当社株式数
0株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2004年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
2004年10月 桃尾・松尾・難波法律事務所入所
2010年９月 米国Weil, Gotshal & Manges法律事務所
2011年９月 桃尾・松尾・難波法律事務所復帰
2014年１月 同事務所パートナー（現任）
2020年６月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として長年にわたり企業法務の第一線で実務に携わっており、法務及びコンプライアンスに関する深い見識を有しております。

独立した立場から、専門的な知見に基づき当社の経営全般に対する監査・監督を行い、有益な助言をいただくことで、当社のガバナンス体制の一層の強化に寄与いただけるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

なお、大堀氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の高い専門性と経験に鑑み、社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者番号 3

いたくら　えりこ
板倉 江利子

1967年2月9日生

新任

取締役在任年数

—

監査等委員在任年数

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社株式数

0株

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年10月 中央新光監査法人（後のみすず監査法人、2007年7月に解散）入所
1996年4月 公認会計士登録
2006年9月 日本公認会計士協会自主規制本部研究員
2009年9月 日本公認会計士協会自主規制本部グループ長
2018年9月 公認会計士板倉江利子事務所開設
2024年6月 太平電業株式会社社外監査役（現任）
2025年6月 日本公認会計士協会千葉会副会長（現任）

■ 候補者とした理由及び期待される役割の概要

会計士としての高度な専門的知識を活かし、独立した立場から経営全般の監査・監視と当社経営に対して有用な意見や指摘をいただくことで、経営体制をさらに強化できるものと期待されるためであります。

なお、板倉氏はこれまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験は有しておりませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

注）
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大堀 徳人氏は、社外取締役の候補者であります。
当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間で法律顧問契約の取引関係がありますが、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
3. 当社は須藤 尚武氏及び大堀 徳人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、各氏の選任が承認された場合には、引き続き同様の内容の契約を継続する予定であります。
4. 板倉 江利子氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 板倉 江利子氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

6. 当社は取締役全員を被保険者とし、被保険者が行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなった損害賠償金及び争訟費用等について填補するため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。なお、当該保険料は全額会社が負担しております。本議案でお諮りする取締役が原案どおり承認されましたら、重任予定の候補者につきましては、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となる予定です。なお、当該保険契約は2026年７月に更新される予定です。
7. 板倉 江利子氏は、婚姻により鈴木姓となりましたが、旧姓の板倉で業務を執行しております。

【ご参考】
株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）
（注）第２号議案及び第３号議案記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

本株主総会終結後の当社取締役（監査等委員含む）の陣容［予定］

氏名	役職	取締役在任年数	指名・報酬諮問委員会委員	取締役（候補者含む）に求める分野※				
				経営 国際性	マーケティング R&D、業界	ESG 製造	法務 リスク管理	財務 会計
松本 清一郎	代表取締役 社長執行役員	９年	○	○	○	○		
草野 正浩	取締役 常務執行役員	５年	－		○	○	○	
石川 大洋	取締役 上席執行役員	１年	－	○			○	○
須藤 尚武	取締役 常勤監査等委員	６年	－		○	○		○
大堀 徳人	社外取締役 監査等委員	６年	○	○		○	○	
板倉 江利子	社外取締役 監査等委員	―	○	○			○	○

※各取締役(候補者含む)に特に期待する分野を３つまで記載しております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

はやし　　とも　　かず
林　　知　一

1978 年 5 月 11 日生

取締役在任年数
—

取締役会への出席状況
—

所有する当社株式数
0株

■ **略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）**

2007年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2008年 1 月 西村あさひ法律事務所入所
2017年 1 月 小川綜合法律事務所パートナー（現任）

■ **候補者とした理由及び期待される役割の概要**

法律事務所における執務を通じて培われた、企業法務に係る豊富な実務経験と高度な専門的知識を有しております。これらの知見を活かし、独立した立場から当社経営全般に対する監査・監視と、有用な助言や指摘をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンス体制を一段と強化いただけるものと判断しております。

なお、林氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

注）
1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 林 知一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
3. 林 知一氏が取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は取締役全員を被保険者とし、被保険者が行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなった損害賠償金及び争訟費用等について填補するため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。林 知一氏が取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。

以　上

有機合成薬品工業株式会社　株主総会会場ご案内図

日　時　2026年６月24日（水曜日）　午前10時30分（受付開始 午前９時30分）

会　場　東京都千代田区九段北四丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）６階「霧島」の間　電話03-3261-9921（代表）

交通のご案内

地下鉄有楽町線・南北線	「市ヶ谷駅」１又はA1出口より 徒歩約2分
地下鉄新宿線	「市ヶ谷駅」A1又はA4出口より 徒歩約2分
JR中央線（各駅停車）	「市ヶ谷駅」より 徒歩約2分

有機合成薬品工業株式会社
YUKI GOSEI KOGYO CO., LTD.

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています